

こんなことで お困りではありませんか？

財産・金銭管理が不安

もしかしたら虐待かも

福祉サービスがうまく利用出来ない

訪問販売や悪徳商法の被害に
あっている



成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方について、成年後見人（援助者）を選び、財産の管理や様々な契約、サービスの手配を行うなど、本人の生活を支援していく制度です。
本人や一定の親族、市町村長などが家庭裁判所に申立てを行います。

平成23年度はやさしい権利擁護入門を行いました。引き続き24年度は、「もう少しよく知りたい権利擁護」と「しっかり知りたい権利擁護」を開催し、権利擁護についての啓発と制度の周知・権利擁護支援員（市民後見人）候補者養成研修を行います。

播磨町では、兵庫県の地域づくり活動支援市モデル事業として、子どもであつても、高齢であつても、障がいがあつても、安心して暮らせるまちづくりを目指し、「権利擁護支援」の取り組みを行っています。

▼問合せ 播磨町権利擁護まちづくり委員会事務局
☎079(437)0037

播磨町権利擁護まちづくり委員会

成年後見制度ってご存じですか？

▼問合せ

播磨町権利擁護まちづくり委員会事務局
☎079(437)0037

播磨町住宅リフォーム助成を ご利用ください

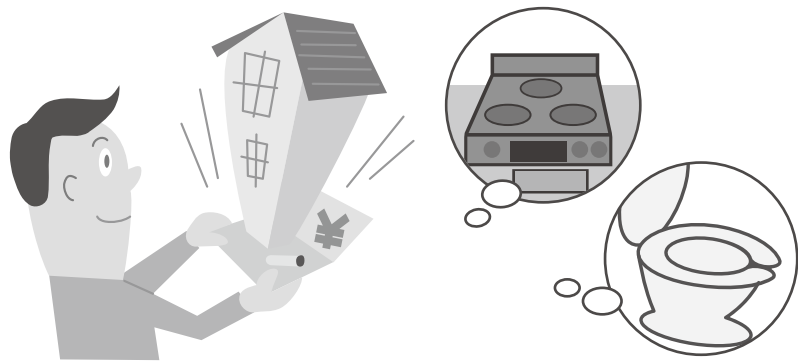
▼問合せ

住民グループ地域振興チーム
☎079(435)2364

町内産業の活性化と住環境の向上を目指して、「住宅リフォーム助成制度」を始めました。この制度は、町内事業者が施工する住宅リフォーム工事に対し、その費用の一部を助成するものです。この制度の実施期間は、3年間になっています。ぜひこの機会に、お住まいの気になる部分の改修をご検討ください。

▼留意事項

- ・助成対象 町内に住民登録または外国人登録のある人が、ご自分の居住している住宅を、町内業者の施工により改築、修繕、模様替え、設備改善などを行うもので、工費が20万円以上のもので、
- ・助成金額 工費の10分の1（上限10万円）
- ・助成期間 平成27年3月31日まで
- ・申請手続き 申請書、工事内容の分かる設計図面、町内事業者からの工事見積書、工事予定箇所の写真を住民グループへ提出してください
- ・申請書の配布場所 住民グループ、播磨町商工会の窓口及び町ホームページからもダウンロードできます
- ・留意事項 工費は消費税を除いた額です
- ・申請時にすでに着工している工事は対象になりません
- ・町の他の補助・助成を重複して受けることはできません
- ・町税を滞納している人は申請できません
- ・工事完成後、実績報告書の提出が必要です
- ・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
- ・対象工事の例
 - ・屋根の葺替えや塗装工事
 - ・外壁の張替えや塗装工事
 - ・部屋の新設や間仕切りの変更



- ・壁紙や床板の張替えなど内装工事
- ・バリアフリー工事
- ・オール電化工事
- ・風呂や台所など水周りの設備改修
- 対象にならない工事
 - ・店舗や事務所など営業用施設のリフォーム工事
 - ・車庫や物置など住宅以外の改修工事

自動車税の納期限は5月31日

銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局（原則として近畿2府4県内）、兵庫県指定のコンビニエンスストア（全国の店舗）または県税事務所へ納付してください。

▼問合せ

兵庫県東播磨県民局 加古川県税事務所
☎079(421)9271

平成24年度軽自動車税の減免申請は5月24日までに

▼申請・問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

自動車税の減免を受けていない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が利用する軽自動車など

※障がいの程度によっては、減免できない場合もあります。

▼減免台数 障がい者1人につき1台のみ

▼申請期限 5月24日(木)

納税通知書は5月11日(金)に発送予定。納期限は5月31日(木)です

軽自動車税の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
●障がい者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など ②運転免許証 ③印鑑 ④納税通知書
●障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合	上記①～④のほか、 ⑤通院・通学などを確認できるもの（診察券、学生証など）※1
●障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2	上記①～⑤のほか、⑥常時介護証明書

※1 生計同一証明書が必要な場合もあります。
※2 障がい者が所有する場合が対象となります。

「成年後見の仕組みと動向」 ～親亡き後は、親在るうちに～

権利擁護の視点から考えるまちづくり 啓発講演会

▼場所 役場3階ABC会議室

▼定員 100人

▼参加費 無料

▼申込み 名前、連絡先、住所を記入のうえFAXで事務局までお申し込みください

☎079(435)0831

▼問合せ 播磨町権利擁護まちづくり委員会事務局
☎079(437)0037

▼日時 5月19日(土)

午後1時30分～3時40分
(受付午後1時)



▼講師 佐藤彰一氏のプロフィール
弁護士・國學院大學法科大学院 教授・NPO法人PACガーディアンズ 理事長
弁護士で知的障がい者と自閉症を併せ持つ息子さんの父親でもある佐藤先生に、成年後見制度について専門家の観点に、当事者としての感覚を混ぜ合わせて、非常に身近に感じられるようお話ししていただきます。

災害時のメール配信サービスのお知らせ

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

播磨町では、災害が発生し、または発生するおそれのある場合などにおいて、避難勧告など緊急を要する災害情報をより多くの方に迅速に提供するため、次のメール配信サービスを運用しています。

- ①防災安心ネットはりま
- ・メールが受信できる携帯電話やパソコンで利用可能
- ・事前登録が必要

- ②エリアメール
- ・株式会社NTTドコモの提供
- ・対応携帯電話で利用可能
- ・受信設定が必要な機種もありません

- ③緊急速報メール
- ・KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供
- ・対応携帯電話で利用可能
- ・受信設定が必要な機種もありません

- ・事前登録は不要
- ・緊急速報メール
- ・KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供
- ・対応携帯電話で利用可能
- ・受信設定が必要な機種もありません
- ・事前登録は不要

エリアメール・緊急速報メールとは？

エリアメール・緊急速報メールは各通信会社の携帯電話向けの災害情報伝達手段で、播磨町内の携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在している受信機能を持つ携帯電話に情報を配信するシステムです。これらのサービスは、対応携帯電話のみご利用いただけます。対応携帯電話でも事前に受信設定が必要な機種がありますので、あらかじめご確認をお願いします。

対応携帯電話についての詳細は、各通信会社の窓口またはホームページにてご確認ください。

エリアメール・緊急速報メールのご利用注意事項

- ・通話中、パケット通信中及びその他の通信中並びに電波状態が悪い場所では受信することができません
- ・受信できなかった場合、再

受信はできません
詳細は各通信会社の窓口またはホームページにてご確認ください



「防災安心ネットはりま」も活用ください

「防災安心ネットはりま」では、防犯情報やイベント情報なども配信しますので、ぜひご登録をお願いします。

「防災安心ネットはりま」とは

皆さんの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくこと、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールにてお届けするシステムです。また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を見ることが出来ます。

●登録すると次の情報が受けられます

- ・播磨町からの災害時の情報や地域の不審者情報などの緊急情報
- ・避難所一覧
- ・「ひょうご防災ネット」を通じて気象情報、地震情報など
- ・休日の救急当直医情報

▼問合せ 危機管理グループ

☎079(435)0991



※QRコード読み取り機能が付いたカメラの場合は、カメラアプリで読み取ります。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

播磨町からエリアメール・緊急速報メールを用いて配信する情報

※緊急地震速報は気象庁より配信されます。

①防災安心ネットはりま ②エリアメール ③緊急速報メール	で配信	①防災安心ネットはりま ②エリアメール	でのみ配信
○避難に関する情報 避難準備情報・避難勧告・避難指示・警戒区域情報		○停電に関する情報 大規模な停電・突発的な停電	
○津波に関する情報 津波注意報・津波警報・大津波警報		○救援活動の情報（ヘリコプターなどで出動する地域）	
○指定河川洪水警報（はん濫注意情報を除く）		○帰宅困難者向けの情報伝達	
○その他緊急情報 弾道ミサイル情報・航空攻撃情報・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報・大規模テロ情報・土砂災害警戒情報・東海地震予知情報・噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く）		○救援物資・配給に関する配備情報	
		○災害により被災した電気・水道などの復旧及び復旧予定情報	

簡易耐震診断の個人負担額が無料になりました

簡易耐震診断

平成24年度より、簡易耐震診断の個人負担額が無料になりました。

昭和56年5月31日以前に着工した住宅を町内に所有している人は、建築士の行う簡易耐震診断を受けることができます。

- ▼条件 平成12～14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」により診断を受けていないこと。ツーバイフォー工法、丸太組み工法、プレハブ工法は対象外
- ▼個人負担額 無料
- ▼申込み・問合せ 申込書に必要事項を記入し、都市計画グループにお申し込みください

都市計画グループ
☎079(435)2366
※申込書及び簡易診断員名簿は、都市計画グループ窓口にて設置しています。



わが家の耐震改修促進事業

上記の簡易耐震診断で耐震性が劣ると診断された場合、県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」で一定の条件を満たせば、耐震改修計画策定費・耐震改修工事費の一部に対し助成を受けることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

- ▼申込み・問合せ 兵庫県建築指導課
☎078(362)4340

播磨町 バリアフリー・ ニュースレター VOL.3

「播磨町バリアフリー基本構想」が完成

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

Eメール kikaku@town.harima.lg.jp



「第5回播磨町バリアフリー基本構想策定協議会」が2月20日に開催されました。協議会では、パブリックコメントの結果について事務局から報告・説明をした後、それらを含めた基本構想（案）の内容が委員の方々に承認されました。

平成24年度からはこの基本構想に基づき、山陽電鉄播磨町駅のエレベーターや、トイレの改修など、具体的なバリアフリー整備が進んでいく予



パブリックコメント（意見募集）への協力、ありがとうございました

基本構想（素案）に対するパブリックコメントを、1月16日から2月3日まで実施しました。「ユニバーサルデザイン」の視点から、「1つでも多くのバリアフリー化を推進していただきたい」など、7つのご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

播磨町バリアフリー基本構想策定協議会

「播磨町バリアフリー基本構想」の策定は、学識経験者、高齢者、障がい者などの代表、福祉団体など、関係行政機関、関係事業者などで構成される「播磨町バリアフリー基本構想策定協議会」で検討がされました。